

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市の防災マップによると、北は雄琴学区から南は大石・南郷学区に至る、琵琶湖岸・瀬田川右岸の範囲で0.5m以上の浸水が予想されている。また、同様の範囲で重要水防区域に指定されている地域も点在しており、小規模な建設業が集積していることから、豪雨時の洪水による決壊、越水等に注意が必要である。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市の防災マップによると、雄琴・坂本学区から南郷・大石・田上学区までの山間地一帯は、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流が点在しており、小規模製造業の多くが集積している箇所がある。また、これらの箇所では地震時にも崩壊が生じ、2次的に災害が発生する可能性が高い地域でもある。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、大津市東部地域には震度6弱以上の地震が今後30年間で26%以上の確率で発生する地域が含まれている。また、商工会議所管内地域を通過する活断層は比叡断層、膳所断層の縦ずれ断層（逆断層）が分布している。

(その他)

市内の大戸川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成25年9月の台風18号において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、大津駅、膳所駅周辺の住家被害が多数発生し、工場が床上浸水し設備廃棄、休業状態に陥った事業所もあった。

特に、田上学区では豪雨時は避難情報が戸川流域で多く発令された経緯があり、雨量が増える時季には注視する地域である。

(2) 管内商工業者の状況

- ・ 商工業者数 6,260人
- ・ 小規模事業者数 4,930人

【商工業者内訳】

	業種	会員数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設	569	管内に広く分散している
	製造	182	国道沿いに中規模企業、住宅街や大戸川沿いに小規模企業が多い
	卸売	96	地方卸売市場に集積
	小売	296	8商店街（東部、南部、西部）駅周辺に集積
	飲食・宿泊	225	石山寺、雄琴、浜大津周辺と管内に広く分散している
	サービス	453	管内に広く分散している
	その他	123	
	合計	1944	

(3) これまでの取組

①当市の取組

- ・大津市地域防災計画の策定

【計画の特徴】 南北に長い市域をカバーするため色々な被害想定を考慮し、全庁体制で災害に対し予防・事前準備・応急・復興の一連の流れを示し災害対応に取組めるよう策定している。内容は風水害、震災、大規模事故、原子力災害の4つのカテゴリーにわけそれぞれの対策について説明している。

- ・大津市総合防災訓練の実施

【訓練の特徴】 毎年1回、市内を地域ごとのブロックに分け、関係機関と連携した訓練と地域住民への防災意識の啓発をねらい実施している。

- ・防災備品の備蓄

【備蓄品の内容】 災害時に必要となる食料、水、生活必需品などを拠点防災倉庫及び小中学校に設置した防災倉庫等に備蓄している。

②当会の取組

- ・危機管理マニュアルの作成
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーへの参加の呼びかけ
- ・防災備品の備蓄
- ・大津市が実施する防災訓練への参加および協力

2. 課題

現状では、当市、当所での緊急時の取組についての決まりはなく、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

更には、BCP計画の策定に助言を行える経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

3. 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知し、事業者BCPの策定を支援する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・地区内の小規模事業者向けセミナーを開催するとともに、経営指導員等職員も参加することにより、知識の習得と指導助言力を養う

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

2. 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（1）事前の対策

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

②商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 当所は、令和元年に「(仮称) 大津商工会議所災害時対応マニュアル（事業継続計画）」を作成（別添）。

③関係団体等との連携

- ・ 商工会議所会員である損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

④フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・ 大津市中小企業振興に関する円卓会議（構成員：当所、大津北商工会、瀬田商工会、大津市、金融機関、外部有識者含む）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・ 前掲Ⅰ 現状（1）地域の災害リスクで取り上げた自然災害が発生したと仮定し、大津市との連絡ルートの確認等を行うとともに、ハザードマップにて、浸水地域等を把握する。（訓練は必要に応じて実施する）

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

発災後すみやかに職員の安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況を把握し、当会と当市で共有する。

② 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、関係機関と連携して3日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

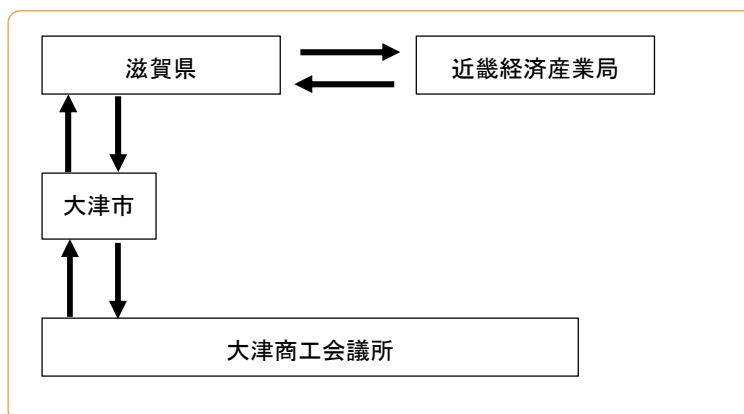
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて当所または当市より県へ報告する。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、大津市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

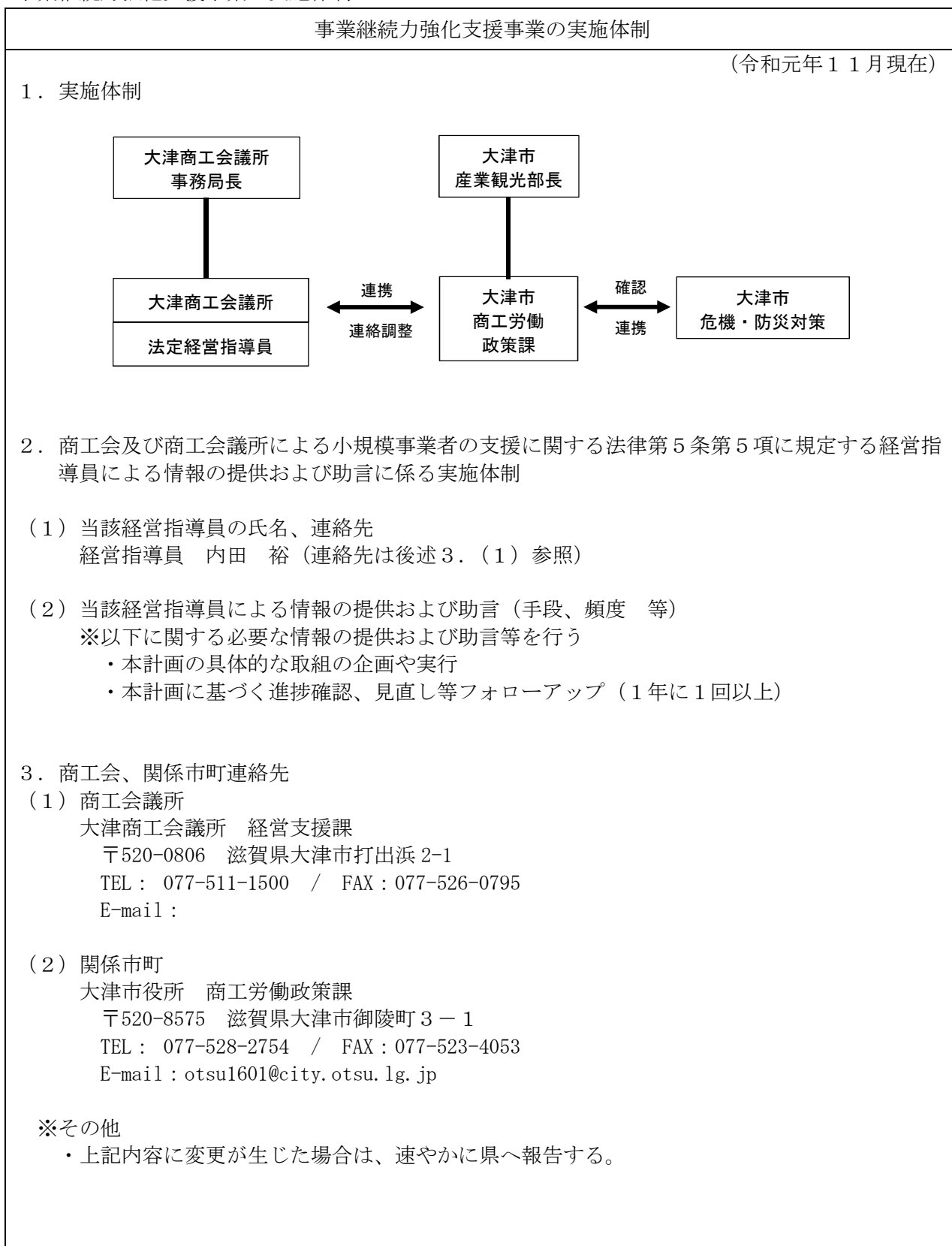
- ・滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、大津市と共に被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	800	800	800	800	800
・ 専門家派遣費	100	200	200	300	300
・ セミナー開催費	500	400	400	300	300
・ パンフ、チラシ作製費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、大津市補助金、滋賀県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

